

2 得点調整と受験の因果関係について

- (1) 被告は、本件得点調整が説明されても女性や多浪生を完全に排除しているわけではなく、出願の動機は各受験生によって様々であるから、本件得点調整が説明されていれば受験しなかったとはいえず、相当因果関係がない旨主張する。
- (2) 後述するように、個々の受験生の主観による因果関係の有無は、簡易確定手続きで審理されるべき事項であり、共通義務確認手続においては、一般的な因果関係が認められれば足りると考える。
- (3) そして、本件試験は、正当な理由なく性別や年齢（高校卒業年からの経過年数）等によって採点基準を異ならせ、かつその点を秘して試験を実施するという極めて不公正な態様で行われたものであり、特に性差別は憲法14条1項の趣旨に反する強い違法性を有するものであって、本件試験の実施は公序良俗に反するというべきである。

このような場合、受験生は、特別事情がない限り、通常は得点調整を知っていれば受験しないと考えるべきである。

(4) また、先に述べたように、2次試験の日程を考慮すると、被告を受験すると、産業医科大学、埼玉医科大学、関西医科大学、聖マリアンナ医科大学を受験できなくなる。また、1次試験は選択制の大学と日程が重複しているが、北里大学、昭和大学、兵庫医科大学のいずれかが受験できなくなる。2018年では、帝京大と東海大もいずれか1つしか受けられなくなる。とりわけ、埼玉医科大、北里大、昭和大、帝京大、東海大は立地としては首都圏であり競合しており併願先となりやすいし、特に昭和大は、偏差値がほぼ同じでありながら被告と比べて学費がより安く、併願先の有力候補となり得る。

また、埼玉医科大、聖マリアンナ医科大学、北里大学、東海大学は偏差値が医学部の中では低く、滑り止めとして受けるということで併願先となりやすい（甲8）。

そうすると、被告では得点調整が行われるということが明らかになれば、他校を受験することになりやすい。

(5) 得点調整の存在は、合格可能性の判断、すなわち受験をするか否かの判断にあたって極めて重要な情報である。合否判定ラインにおいては1点に10人、20人と多数の受験生がひしめいているはずである。平成29年一般入試では、460点満点（うち小論文60点）、平成30年一般入試では500点（うち小論文100点）満点であるところ（甲2、13頁），得点調整の結果、女性は、平成29年では小論文の点数が0.833倍にされることにより最高で10点を失い、平成30年では小論文の点数が0.8倍にされることにより最高で20点を失うのであり、

この不利益は極めて大きい。

そして、結果として、得点調整にかかわらず不合格だった者は、そうでない者に比べて、もともと合格可能性は低い者であったと考えるべきところ、不利な情報（得点調整）が開示されていれば、一層合格可能性が低いとの判断に傾くのであるから、特別な事情がない限りは、通常は受験に踏み切らなかったと考えるべきであり、この点からも得点調整の不開示と受験との間には因果関係がある。